

令和元年12月和水町議会第4回定例会会議録

令和元年12月9日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和元年12月9日午前10時00分招集
2. 令和元年12月9日午前10時00分開会
3. 令和元年12月9日午前11時38分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木宏太	2番 白木淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	9番 庄山忠文	10番 池田龍之介
11番 森潤一郎	12番 蒲池恭一	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

8番 松村慶次

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	中嶋光浩	書記	北原望
------	------	----	-----
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	高巢泰廣	副町長	松尾栄喜
教育長	岡本貞三	総務課長	上原真二
総合支所長兼農林振興課長	富下健次	会計管理者	泉法子
まちづくり推進課長	石原康司	税務住民課長	高木浩昭
健康福祉課長	坂口圭介	商工観光課長	大山和説
建設課長	中嶋啓晴	住民課長	有働和明
農業委員会事務局長	松尾修	学校教育課長	下津隆晴
社会教育課長	前淵康彦	町立病院事務部長	池上圭造
特別養護老人ホーム施設長	樋口幸広		
12. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告

- 日程第5 委員長報告 行政視察研修（議会運営委員長）
- 日程第6 議案第76号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第77号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第8 議案第78号 和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第79号 令和元年度 和水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第80号 令和元年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第81号 令和元年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第82号 令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第83号 令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第84号 令和元年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第85号 令和元年度 和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第86号 令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第87号 令和元年度 和水町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第88号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第19 議案第89号 町道の路線廃止について
- 日程第20 議案第90号 町道の路線認定について
- 日程第21 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただ今から、令和元年第4回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は松村慶次議員より欠席届が出ています。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番秋丸要一君、

9 番庄山忠文君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第 2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの5日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

令和元年第 4 回和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例 3 件、補正予算 9 件、その他 3 件の計 15 件であります。

この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

ここ数日冷えております。議員各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第 121 条の規定により、町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

9 月定例会以降の主な行事及び地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にてお手元に配りましたとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第 4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

議員各位におかれましては、師走の御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

12 月に入りまして、朝夕の冷え込みが身にしみる昨今であります。年納めの本定例会をつつがなく迎えますことを議員の皆様とともに喜びとしたいところでございます。

傍聴席、それからテレビモニターで御覧の皆様におかれましても、御多用の中、早朝より御来

場を賜りまして心より御礼を申し上げます。また、日頃より町政に対する御理解、御協力をいただいておりますことに対しましても、重ねて御礼を申し上げます。

さて、議長のお許しをいただきまして、令和元年第4回和水町議会定例会の開催に際し、一言ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

まず、今年1年間を振り返りますと、今年は日本各位で多くの災害が発生した年でありました。新年早々発生しました我が町を震源とする最大震度6弱の地震、秋雨前線の停滞により発生しました九州北部豪雨、そして、日本各地で甚大な被害をもたらした台風など、多くの自然災害が発生いたしました。特に9月5日に発生した台風15号、10月6日に発生しました台風19号は、千葉県を中心に関東や甲信、東北地方など広い地域で甚大な被害をもたらし、100名近くの方が亡くなっております。この場をお借りしまして、改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました多くの方々にお見舞いを申し上げます。

当町におきましても、今年1年、地震や大雨等数多くの自然災害に見舞われましたが、特別大きな災害が発生しなかったことは、不幸中の幸いであったと感じているところでございます。近年増加しているようにも思える自然災害ですが、またいつどこで発生するか予測もつきません。急な災害にも対応できる防災力のあるまちづくりを推進してまいります。

そして、今年は大河ドラマ「いだてん」の放送も始まり、本町にとりまして大きな1年となりました。今年1月には金栗四三先生を顕彰する金栗四三生家記念館と金栗四三ミュージアムをオープンしました。12月1日時点での来館者数は、生家記念館で7万6,854人、金栗四三ミュージアムで8万3,190人と、両施設とも町内外から多くの皆様にお越しをいただいております。

金栗四三ミュージアムは来年1月13日をもって閉館となりますが、これからも金栗先生の功績や精神を多くの皆様に感じていただけるよう、様々な施策を行ってまいりたいと思います。

金栗四三生家記念館につきましては、令和3年3月末日まで開館期間を延長いたしました。来年開催されます東京オリンピック、パラリンピックを契機として、更に多くの方に御来館いただき、金栗イズムを知っていただけるような取組みを推進してまいりたいと思います。

また、和水町出身のバドミントンプレイヤーである廣田彩花選手が、現在、オリンピック出場を目指し頑張っておられます。先日の全日本総合バドミントン選手権大会では、惜しくも準優勝でしたが、素晴らしい試合をされました。今後は12月11日から開催されるBWFワールドツアーファイナルズに出場される予定とのことです。是非優勝を勝ち取っていただき、オリンピック出場資格をもらえるよう頑張ってくださいたいと思います。

それでは、第3回定例会以降の主な行政関連行事等の御報告を申し上げます。

まず、町の大きな恒例行事といたしまして、11月3日に第36回金栗四三翁マラソン大会を開催しました。今年はゲストランナーにアテネオリンピック女子マラソン金メダリストの野口みずきさんをお招きし、全国各地から1,800名の方々に御参加をいただくことができました。いだてん効果もあり、ランナーの中には、金栗先生のような格好をされたランナーも見られ、盛況の内に終わることができました。

今年は、ボランティアスタッフとして鹿本高校と鹿本農業高校の生徒さんなど多くの方にお手伝いをいただきました。また、地域の多くの皆様には、ランナーの方への御声援をいただきました。この場を借りまして心より感謝申し上げます。

11月17日には山太郎祭を開催いたしました。昨年から会場を道の駅きくすいに変更し実施しておりますが、今年も山太郎祭も天候に恵まれ、多くの方に御来場をいただき、盛況の内に終わることができました。御協力をいただきました関係者、各種団体の皆様に、改めて御礼を申し上げます。

9月5日には、第75回熊本県県民体育祭玉名荒尾大会実行委員会の設立総会が開催されました。皆様御存知かと思いますが、来年の熊本県民体育祭は、荒尾玉名地区が会場であり、令和2年9月19日と20日の2日間の日程で行われます。

和水町では、バドミントン、ハンドボール、ソフトテニスが開催されることとなっております。荒玉地区の市町村間での連携をとり、しっかりと準備を進めてまいりたいと思います。

その他、町内の諸行事としまして、町内の保育園4園の運動会、小中学校音楽発表会、中学校の文化祭、和水町文化祭など、秋を感じるイベントが多く開催されました。

道路整備に関する会議、要望式につきましては、県道玉名立花線等道路開発期成会、県道玉名八女線期成会、一般国道443号県道仁和菊水線、和仁山鹿線、玉名八女線道路整備促進期成会、和水町道路整備推進委員会で会議や要望式を実施し、町内の安全な道づくりを進めるべく、県庁や玉名地域振興局に要望を行ったところでございます。

また、10月29日には、安全安心の道づくりを求める全国大会など、11月前後には多くの全国大会や各種会議が東京で開催され、そちらでも要望を行ったところでございます。

今回のように申しておりますが、道路の整備は、町の安全性を図る上で重要な事業となります。引き続き各関係機関へ要望等を行い、早急な道路整備、安全な道づくりを求めてまいりたいと思っております。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

以上をもちまして、第3回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会におきましては、お手元にお配りしております議案書のとおり、条例の制定・改正等議案3件、一般会計及び特別会計の補正予算議案9件、その他の議案3件を、合わせて15件の議案を上程させていただいております。

なお、一般会計補正予算の歳入歳出予算につきましては、総額1億2,428万4,000円を計上いたしております。歳出予算の主なものといたしましては、藤田地区の住宅用地造成事業に関する特別会計への繰出金として3,855万4,000円。ふるさと納税の返礼品及び送料として、報償費2,719万2,000円等を計上いたしております。

なお、歳入に関しましても、ふるさと納税の増加が見込まれておりますので、寄付金として621万3,000円の増額補正を行っております。失礼いたしました、6,213万円の増額補正を行っており

ます。その他の補正予算の内訳につきましては、お配りしております予算書のとおりでございます。

また、各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員各位、また、町民の皆様におかれましては、今年も町の行財政運営につきまして温かい御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございました。今年も余すところ僅かとなりましたが、皆様がこの年末を御健勝にてお過ごしになり、良き新年を迎えられますよう心から御祈念を申し上げます。開会に際しましてのごあいさつ並びに行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 委員長報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、委員長報告を行います。行政視察研修について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 高木君

○議会運営委員長（高木洋一郎君） 皆様、おはようございます。議会運営委員長、高木でございます。

令和元年度、議会行政視察研修の報告を行います。10月23日から25日の日程で、岐阜県坂祝町と滋賀県多賀町に、議員全員による行政視察研修を行いました。

岐阜県加茂郡坂祝町は、人口8,300人、面積13平方キロメートル、岐阜市から車で40分、県の南端に位置しており、木曾川が流れる風光明媚な町でありました。

特に、ここには三菱パジェロの一貫生産工場が立地しておりました。また、周辺自治体にも工場が多いことから、人口の約1割が外国人ということでございます。

さて、坂祝町では、タブレット端末の活用及び子育て支援アプリの活用について研修を行いました。研修では、坂祝町議会の竹内議長はじめ、全議員で御対応をいただき、タブレットの操作方法などを御指導いただいたところでした。タブレット導入には、議員の情報共有とペーパーレスによる経費削減を目的に、平成25年度に導入をされております。議案書や委員会資料、会議開催の通知やスケジュール管理などに利用されております。もちろん、本会議ではタブレットを持ち込み、資料閲覧や書き込みなどもできるとのことでもございました。そのほか、SNS、ソーシャルネットワークサービスを運用しており、写真を用いて議会活動の情報発信もされておりました。

次に、子育て支援アプリについても研修を行いました。子育て世代のスマートフォン普及率が9割を超えているということから、従来の子育てハンドブック配布に代えて母子手帳アプリを導入されております。このアプリには、各種補助制度、母子の体調記録や成長記録、出産育児に関する情報やアドバイス、育児日誌など、多用途に活用されておりました。また、制度改正等の場合には、瞬時に変更点の通知が可能になったということでもございました。このアプリ活用により、

印刷費等の経費が削減できたということでございます。同様のアプリは、県内では菊池市、水俣市、長洲町で導入されているようであります。

翌23日には、滋賀県犬山郡多賀町を視察研修しました。多賀町は、人口7,600人、面積136平方キロメートルで、町域の約86%が森林の町であります。山間部では廃村した村が多く、琵琶湖の東部から広がる平野部に町が形成をされております。遠方に森林が広がる山間地域という印象はあまり感じなかったと思います。

多賀町では、子ども議会と獣害対策について研修を行いました。多賀町子ども議会は、将来を担う子どもたちの疑問を質問したり提案する機会を設けて、町政や議会の仕組みを理解し、身近に感じてもらうために実施されております。今年で10年目を迎えるという非常に長い間実施をされている事業であります。子どもたちは学校の総合学習の時間に、地域学習をしながら課題を見つけ、子ども議会に臨んでいるということでもあります。

近年の実績としては、中学校の吹奏楽部、この楽器の補充、あるいは小中学校への暖冷房の導入等が例として上げられました。

また、子どもたちは地域に対して、自分たちに何ができるかを考えるような意識が芽生えているということでもあります。所管は学校教育課で、議会の約4カ月前から、二つの小学校、一つの中学校との調整や質問の集約、各課への質問配分といった業務を行っております。教育委員会と学校の協力なくしてはできない事業であると感じました。

次に、獣害対策について研修報告をします。多賀町の町域の86%が森林であります。そこに棲むサル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンなどが集落に出没することから、森林と平野部の境界に、延べ延長36.1キロメートルにわたる防護策が設置されております。防護策は、高さ2メートル、更にもその上部にはサル対策として50センチほどの電気柵が設置されており、その施設を集落や土地改良区で維持管理を行っております。また、小規模農地の防護柵設置についても、別途補助事業が用意をされておりました。

猟友会、会員19名ということでありましたが、猟友会の駆除は、過去5年間の年平均で、サルが28頭、イノシシ65頭、ニホンジカ684頭ということでした。しかし、近年は猟友会の高齢化と会員の減少傾向ということから、集落自衛組織の育成に力を入れているということでもあります。

この二つの町を研修視察して感じたことは、まず第1点に、インターネットコミュニティーテクノロジー、ICTを活用した行政の効率化と事務作業の軽減、それから、情報の迅速な伝達と記録保存など活用の幅が広いと感じました。本町でも導入を検討する時期に来ているのではないかと強く感じたところです。

また、子ども議会は教育的側面と、大人が気づかない課題の掘り起こしに役立っているということを感じました。獣害対策は、どの町でも大きな課題となっております。行政と住民が協力して、それぞれにできることをしながら、獣害対策に当たることが重要であると感じたところです。

以上、令和元年度議員行政視察研修の報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君） これで委員長報告を終わります。

日程第6 議案第76号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第76号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第76号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、提案理由の説明を申し上げます。19ページをお開きください。令和元年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するため条例を改正する必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

次に、改正内容の主な経緯と内容を申し上げます。議案書はかなり多くのページにわたっておりますが、全体を要約いたしまして具体的な内容のみ説明を申し上げます。

まず、経緯でございますが、一般職の職員給与に関しては、国の人事院勧告に準拠し、改正を行います。今年、令和元年8月7日の人事院勧告の公表がっております。政府は、この勧告に基づき、10月11日に国会に提出、11月15日に国会において議決されております。

今回の改正の主な具体的な内容は、まず1ページから18ページに記載されております別表第1と第2ですけれども、これの主な内容は、一般職職員の初任給を、大卒1,500円、高卒者2,000円を引き上げるものでございます。

続いて18ページをお開きいただきたいと思います。第2条では住居手当の支給対象を、1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、厳しくする一方で、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるというものです。

3点目に関しましては、ボーナス、期末手当、勤勉手当の支給割合を年間4.45から4.50月分、プラス0.05月になるものでございます。以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

日程第7 議案第77号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第77号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正

化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第77号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

この条例は、成年被後見人等が不正に差別されないよう、成年被後見人等を、職種、資格、業務等から一律に排除する欠格事項を設けている各制度につきまして、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するものです。

具体的な関係条例の一部改正内容を申し上げます。まず、和水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でございます。これは、印鑑の登録を受けることができるものとして定めた条文でございます。第2条但書中、「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者」に改める。第6条第7号中「記録されている」を「記載されている」に改めるものでございます。以上の内容です。

次に、和水町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。これは職員の役職等を降格するときなどの内容を定めた条例でございます。第5条中「第16条第2号」を、「第16条第1号」に改める。とありますが、これは地方公務員法第16条第1号で欠格事項として職員の採用試験を受けることができないこととして位置付けられていた成年被後見人等が削除されたものです。このことに伴いまして、地方公務員法第16条第2号以降の号が繰り上がるため、当該箇所を引用する規定を改正するものでございます。

次に、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。議案書に記載されております第18条第1項は、職員に対する期末手当の支給について定めたものです。またその下、第19条第1項は、勤務手当の支給について定められたものです。いずれの一部改正も、今説明を申し上げました地方公務員法第16条第1項の改正に係る引用部分を変更するものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思えます。和水町職員等の旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。ここに記載してあります第3条第3項は、旅費の支給について定められたものです。支給できない場合の該当事項として、地方公務員法第16条第1号を引用しておりますので、その部分を一部改正するものでございます。

次に、和水町下水道条例の一部改正について説明を申し上げます。説明に記載されております同条例の第35条の2第3項第1号は、町の工事業者として指定を受ける際の申請について定められたものです。また、同条第35条の3第1項第4号は、指定の基準で指定できないものについて

定められたものです。いずれも成年被後見人等を一律に指定対象外としていたものを、精神の機能障害により排水設備等の新設等の工事を適正に行うにあたって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に変更したものです。一律に成年被後見人を排除するものではない内容になっております。

最後に、和水町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。ここに記載されています「第34条の20第1項第4号」を、「第34条の20第1項第3号」に改める。このことは、児童福祉法に定められている養育里親及び養子縁組里親となることができない規定の中に、成年被後見人等の記載が削除されたために、以降の各号が繰り上がったために改正を行うものでございます。

附則、この条例は令和元年12月14日から施行する。

提案理由、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要があるとございます。これがこの条例案を提出する理由でございます。説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時49分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第78号 和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第78号「和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第78号、和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

主な改正点を申し上げます。この改正は、一般職の任期付職員、技能労務職の任期付職員、病院事業の任期付職員について定められているものでございます。まず第10条関係は、一般職の任期付職員にあっては、給与条例に位置付けられた期末手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、管理職員特別手当等が支給対象になることを意味します。次に11条ですが、これは技能労務職員の任期付職員は、扶養手当、勤勉手当、住居手当を適用させるものの、技能労務職員の任期付短

時間勤務職員にあっては、扶養手当、住居手当は適用しないことを意味するものです。最後に12条です。2項は病院事業職員給与条例の給料表の規定は、病院事業の一般任期付職員には適用しないこと、また、第3項は病院事業職員給与条例の給料表、扶養手当、住居手当の規定は、病院事業の任期付短時間勤務職員には適用しないことを意味いたします。この条例は令和2年4月1日から施行する。

提案理由、任期付職員の諸手当の支給に関して、地方公務員法第24条第2項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員と均衡を図る必要があるため条例を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。以上で終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第9 議案第79号 令和元年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第79号「令和元年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第79号、令和元年度和水町一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。令和元年度和水町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,428万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,666万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず8ページをお開きください。歳入の主なものを説明いたします。15款、国庫支出金の3目、災害復旧国庫負担金に1,240万6,000円を追加するものです。河川5カ所、道路1カ所にかかる分です。16款、県支出金の2項、県補助金、2目、民生費県補助金に704万円を追加します。これは介護予防拠点整備事業補助金として板橋西区の公民館整備に充てるものです。その下、4目、農林水産業費県補助金に207万円を追加します。土地改良事業の山十町地区、大谷溜池の改修に充てさせていただきます。

9ページをお開きください。16款、県支出金、3項、県委託金、1目、総務費委託金に769万7,000円を追加いたします。熊本県知事選挙にかかる分です。17款、財産収入、2項、財産売払金、1目、不動産売払収入に584万7,000円を追加いたします。これは県道拡張に伴い、下吉地区にあります塩井谷公園の補償費にかかる部分でございます。その下、18款、寄付金に6,213万円を追加します。ふるさと応援寄付金でございます。9ページ一番下、22款、町債でございます。災害復旧

事業債に600万円を追加します。災害復旧事業に充てる起債でございます。

10ページをお開きください。歳出の主なものを御説明いたします。人件費につきましては、先ほど申し上げました人事院勧告に伴うものでございますので説明を省略させていただきます。2款、総務費、1項、総務管理費、6目、企画費に7,744万4,000円を追加いたします。ふるさと納税にかかる8節、報償費返戻金2,719万2,000円、12節、手数料、ふるさと納税にかかりますネット申請処理にかかる手数料774万4,000円です。

11ページをお開きください。28節、繰出金に住宅用地造成事業会計へ3,855万4,000円を追加いたします。

12ページをお開きください。2款、総務費、4項、選挙費、5目に県知事の選挙費として769万7,000円を追加いたします。

15ページをお開きください。6款、農林水産業費、1項、農業費、9目、土地改良費に358万8,000円を追加いたします。歳入で申し上げました山十町地区の大谷溜池改修工事です。

18ページをお開きください。11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、2目の公共土木災害復旧費に1,860万円を追加します。河川5カ所、道路1カ所にかかる分でございます。その下、3目、文化財災害復旧費、130万円を追加いたします。田中城址災害復旧にかかる分でございます。以上で歳出を終わります。

次に4ページの第2表、債務負担行為補正について説明を申し上げます。お開きください。追加事項といたしまして、広報紙印刷製本を追加いたします。広報なごみにかかる部分の債務負担行為です。期間は令和2年度、限度額は370万円でございます。令和元年度中に契約を済ませ、4月号の作成業務を進めなければならないことが理由でございます。その下、聖火リレーミニセレブレーション運營業務を追加します。2020東京オリンピック聖火リレーの決定を受け、歓迎イベントを行うものです。期間、令和2年度、限度額173万8,000円でございます。その下も同様、聖火リレーに伴うシャトルバス運行業務を追加いたします。期間は2年度、限度額66万円です。聖火リレー、令和2年5月7日に開催されます。町内の小中学生の生徒児童を参加させる計画でありますので、その移動用のバス運行業務委託です。いずれも早期の準備をすることが理由でございます。その下、三加和地区スクールバス運行業務を追加します。期間は令和2年度から4年度までの3年間、限度額7,476万9,000円です。その下、菊水地区のスクールバス運行業務を追加いたします。期間、2年度から4年度までの3年間、限度額8,049万6,000円です。いずれも契約業務、バス運行業務の準備のために債務負担行為をお願いするものでございます。

5ページをお開きください。第3表、地方債補正の変更にかかるものでございます。公共土木災害復旧事業、起債は、公共土木災害復旧事業債を活用いたしまして、600万円を追加し、2,320万円といたします。先ほどから申し上げておるとおり、河川5カ所、道路1カ所にかかる災害復旧業務の財源とするものです。以上、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第10 議案第80号 令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第80号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただ今議題となりました議案第80号、令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面をお開きください。令和元年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ94万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,420万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

はじめに歳出から御説明申し上げます。6ページをお開きください。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、職員手当等の補正と令和2年度から運用が始まりますオンライン資格確認システムの導入及び外国人被保険者の在留資格連携項目の追加、番号制度に関するデータ標準レイアウト改定に伴うシステムの改修委託料としまして134万円の補正でございます。

3款の国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業会計を維持可能とするために、平成30年度に国保財政運営の主体を都道府県へ移行したことに伴い、市町村ごとに集めた保険料を県へ納付して、納付金として納付するもので、この度、県が本算定を行い、納付金額が確定し、予算の過不足が生じたため補正を行うものでございます。

一般被保険者医療給付分につきましては、8万1,000円の増額となります。退職被保険者等医療費給付分が15万7,000円の減額補正でございます。一般被保険者後期高齢者支援金等分が128万9,000円の減額補正となります。退職被保険者後期高齢者支援金等分が7万円の減額補正となります。介護給付金分が49万9,000円の増額補正といたします。

6款、保健事業費、2項、保健事業費、2目、疾病予防費は、特定保健指導の重点化により、非常勤職員の報酬を29万7,000円の増額を行い、非常勤職員の社会保険加入によりまして18万7,000円の増額補正をしております。

続きまして5ページをお開きください。歳入の説明となります。3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、制度改正業務準備事業交付金の128万円は、2021年3月のオンライン資格確認の開始に伴うシステム改修に伴う事業交付金となります。6款、県支出金、2項、県補助金、1目、保険給付費等交付金は、県が本算定を行い、給付金の額が確定したため、39万2,000円の減額補正となります。9款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金は5万3,000円の増額補正を行っております。

以上で議案第80号、令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の提案理由の

説明いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第11 議案第81号 令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第81号「令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第81号、令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

まず表紙の裏面を御覧になってください。令和元年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,784万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億7,205万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧になってください。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費を、8万9,000円の追加補正いたします。これは職員の給与額改定に伴う人件費の増額分の補正となります。

次に5款、基金積立金、1項、基金積立金、1目の介護給付費準備基金積立金を2万4,000円の追加補正いたします。これは、平成29年度、30年度、介護保険事業会計決算に伴う余剰金の積立の利息となります。

次に7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目の第1号被保険者保険料還付金として20万の追加補正いたします。これは第1号被保険者の転出、死亡等により、保険料を精算して還付になれば、本人または遺族の方に納付することとなりますが、見込みよりも件数が多くなったための20万の増額補正となっております。

次に2目の償還金を1,678万8,000円追加補正いたします。これは平成30年度介護保険事業会計決算に伴う介護給付費と、地域支援事業費の国県への返還金となります。

次に7款、諸支出金、2項、繰出金、1目の繰出金を1,074万3,000円追加補正いたします。これも平成30年度介護保険事業会計決算に伴う町への繰出金となります。

続きまして歳入を申し上げます。5ページをご覧になってください。6款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金を1万9,000円追加補正いたします。これは、平成29年度と30年度介護保険事業決算に伴う余剰金を積み立てておりますが、その利息分の補正となります。

次に7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、4目、その他一般会計繰入金を8万9,000円追加補正いたします。これは歳出の時も御説明申し上げましたけれども、職員給与改定額に伴う人件費の補正となります。

次に8款、繰越金、1項、繰越金、1目の繰越金を2,773万6,000円追加補正いたします。これは先ほど申し上げましたが、平成30年度決算に伴う国、県、町への返還金等でございまして、増額補正予算に対応したのになります。

以上で議案第81号、令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第82号 令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第82号「令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム施設長 樋口幸広君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 議案第82号、令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。令和元年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ44万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億1,671万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣です。

まず歳出について説明いたします。7ページを御覧ください。1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、2節の給料を、149万7,000円減額しております。これは7月末で退職しました職員の減額分と、人事院勧告分となっております。次に11節の需用費の消耗品で30万を増額しております。これは本年度の当初予算額が、前年度比53万2,000円減額しておりましたけれども、本年度は利用者様の紙おむつの単価の安い業者に切り換え、見直しを行い、削減できると考えておりましたけれども、部署ごとで利用者様の排尿を確認しながら実施しており、時間を要し、予算額が不足する見込みのため、補正を行っております。

次に、25節の積立金を11万6,000円増額しております。これは基金2口分を合算し、利率が変更、高くなり、積立金利子が増えたことに伴い、補正を行っております。

次に2款、サービス事業費、1項、居宅サービス事業費、11節の需用費の修繕料で8万1,000円を増額しております。これはデイサービスの車両6台分の修繕費が増えたため増額を行うものです。

次に、歳入について説明いたします。5ページを御覧ください。1款、サービス収入、1項、介護給付費、1目の施設介護サービス費収入で50万の減額、2目の居宅介護サービス収入の1節の短期入所生活介護費収入で120万の増額、2節の通所介護費収入で350万の減額を行っております。これは本年度の見込額に基づき補正を行っております。

次に1款、サービス収入、2項、自己負担金、1目、施設介護自己負担金収入を400万増額し、2目の居宅介護自己負担金収入、2節の通所介護自己負担金収入を60万、見込額により減額しております。

6ページを御覧ください。7款、繰越金、1節の前年度繰越金で1,087万1,000円を増額しております。これは本年度の繰越額に合わせ補正をしております。

最後に9款、繰入金、1項、一般会計繰入金、3節の一般会計繰入金を1,163万5,000円減額し、3,658万6,000円としております。これは本年度の歳入歳出見込額に合わせ減額をしております。

以上で議案第82号、令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第13 議案第83号 令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第83号「令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 議案第83号、令和元年度和水町住宅用地造成事業補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。令和元年度和水町の住宅用地造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,855万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,684万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず歳出のほうから御説明しますので、最後の6ページのほうをお開きください。2款、事業日、1項、事業費、1目、宅地造成事業費として合計で3,855万4,000円を増額補正しております。まず委託料としまして、不動産鑑定業務委託料、40万6,000円を計上しております。分譲販売価格の参考とするため、造成地の不動産鑑定業務を委託するものでございます。続きまして、給水設備設計業務委託料1,640万8,000円を計上しております。地域経済活動を維持するために必要不可欠な社会基盤である給水設備の事業費を算出するために、設計業務を委託するものでございます。

続きまして、工事請負費として造成工事費2,174万円を計上しております。建築物の解体工事のほうは今後施工されることに伴いまして、第1期の準備工としまして、敷地周囲の樹木が130本、つつじが185株、竹林のほうが1,220平米ありますので、その伐採、抜根等と既存のフェンス等の構造物の撤去、また駐車場部分の舗装版の撤去等の事業を開始する予定としております。

続きまして、歳入のほうを御説明いたします。前のほう、5ページのほうを御覧ください。5款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金、3,855万4,000円を増額しておりま

す。

今回、事業費のほうが増額したことによる補正になります。今年度の事業につきましては、一般会計からの繰入で対応しております。

以上で議案第83号、令和元年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第14 議案第84号 令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第84号「令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第84号、令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。令和元年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,521万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年度12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について歳出から御説明をいたします。予算資料の6ページを御覧ください。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費です。60万3,000円を増額し、1,207万円となります。節区分の職員手当、この部分が1万5,000円、共済費が3,000円、これについては給与改定による増額分となります。節区分の高額費については、簡易水道事業に対する消費税確定申告額、これで支払う不足分の補正を58万5,000円を増額いたしております。30年度の消費税確定申告額116万9,100円となります。

次に歳入でございます。5ページを御覧ください。款、繰入金、目、一般会計繰入金、60万3,000円を増額し、4,080万円となります。歳出で増額した分を繰入金として増額いたしております。

以上で議案第84号、令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第15 議案第85号 令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第85号「令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第85号、令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,117万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正による。令和元年度12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から説明いたします。予算書資料の6ページを御覧ください。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、5万3,000円を増額し、1,433万6,000円となります。節区分の給料1万8,000円と職員期末勤勉手当が3万2,000円、退職手当組合負担金が3,000円については、給与改定による増額分です。

款、土木費、項の下水道費、目の下水道施設運営費、これは45万8,000円を増額し、2,879万4,000円としております。委託料で測量業務委託料を増額補正をいたしております。中央小学校の付近、寺山地区になりますけれども、新しく住宅地が建っております。里道に埋設されている下水道管の境界確認等、これに必要な測量費用を45万8,000円を補正をいたしているところです。

次に歳入でございます。5ページを御覧ください。款、繰入金、目、一般会計繰入金、51万1,000円を増額し、4,345万9,000円となります。歳出で増額した分、この部分を歳入として増額をいたしております。

以上で議案第85号、令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第16 議案第86号 令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第86号「令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただ今議題となりました議案第86号、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面をお開きください。令和元年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,841万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出酸の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

はじめに歳出から御説明申し上げます。資料の6ページをお開きください。1款、総務費、1

項、総務管理費、1目、一般管理費は、職員手当等の補正で11万1,000円の減額補正となっております。4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、3目、返還金は、熊本県国民健康保険団体連合会に支払っていた後期高齢者の特定健診にかかる手数料に返還金が生じたため、熊本県後期高齢者医療広域連合から受け入れていた健診手数料を返還することとなり、2万円の補正をするものでございます。

続きまして5ページをお開きください。歳入の説明となります。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金は、11万1,000円の減額補正です。6款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入は、後期高齢者健診手数料が熊本県国民健康保険団体連合会から返金となるため、2万円の補正を行うものでございます。

以上で、議案第86号、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第17 議案第87号 令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第87号「令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただ今議題となりました議案第87号、令和元年度和水町病院事業会計補正予算について、提案理由の説明といたします。申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、令和元年度和水町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出の補正、第2条、令和元年度和水町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、病院事業収益、補正前の額、8億8,161万3,000円、補正額、773万8,000円、計8億8,935万1,000円、内訳といたしまして、第1項、医業収益、補正額773万8,000円の増額です。支出、第1款、病院事業費用、補正前の額、8億8,161万3,000円、補正額773万8,000円、計8億8,935万1,000円、内訳といたしまして、1項、医業費用、補正額674万5,000円の増額、3項、健康管理センター費用、補正額18万3,000円の増額、4項、居宅介護支援事業費用、補正額16万5,000円の増額、第5項、訪問看護事業費用、補正額64万5,000円の増額でございます。

議会の議決を経なければ流用することができない費用の補正、第3条、予算第7条中に定めた費用の金額を次のように定める。改める。1、職員給与費、5億9,443万3,000円、補正額773万8,000円、計、6億217万1,000円。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

補正の内容につきましては、補正予算の実施計画により説明いたします。3ページ、支出のほうを御覧ください。1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費で給与改定等に伴う増額として674万5,000円の増額、3項、健康管理センター費用、1目の健康管理センター費用で給

与改定に伴う増額として18万3,000円の増額、4項、居宅介護支援事業費用、1目の居宅介護支援事業費用で、給与改定に伴う増額として16万5,000円の増額、5項、訪問看護事業費用、1目の訪問看護事業費用で給与改定に伴う増額として64万5,000円の増額。支出合計、補正額773万8,000円です。

人事院勧告による職員給与の改定、職員採用やそれに伴う各種手当の増額、期末勤勉手当に伴う補正するものでございます。なお、収入につきましては、前ページの前項の2ページの1款、病院事業収益、1目、医業収益、失礼しました、1項、医業収益、1目、入院収益の後期高齢者診療報酬収入の増額で778万3,000円を計上しております。

以上、議案第87号、令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第88号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第88号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第88号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

議案書の中ほど、別表第2、第3条第1項に関する事務の項中、「天草広域連合」の次に「熊本県後期高齢者医療広域連合」を加えるという内容になっております。この最初に申し上げました別表2、第3条第1項に関する事務と申し上げますと、地方公務員法第204条の第2項の規定による職員に対する退職手当に関することでございます。今回、熊本県後期高齢者医療広域連合の加入につきまして承認を求める内容となっております。この規約は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとする

ときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。以上で説明を終わります。御承認賜りますようお願いいたします。

日程第19 議案第89号 町道の路線廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第89号「町道の路線廃止について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第89号、町道の路線廃止について、提案理由の説明をいたします。

道路法第10条第1項の規定により、別紙のとおり町道の路線を廃止することとする。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由としまして、町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、今回提案いたしております。

次のページを御覧ください。路線番号603番です。路線名は野田2号線です。起点は和水町野田字岡1194番1地先から、終点は和水町大田黒字葎ヶ谷4493番2地先までとなります。道路延長は1,768.2メートル、幅員は1.8メートルから14.6メートルでございます。この路線は、中岳に上る町道小原2号線の裏を通るもう一つの路線です。近年、風水害により小田2号線の復旧に時間を要し、中岳の基地局、基地局には防災無線、テレビ、携帯電話等がありますけれども、この復旧作業車が入れない状況がありました。災害時に速やかに情報通信網の復旧ができるように、野田2号線を町道として認定し、中岳への復旧作業車が通行できるよう、もう一つの道路として整備するものです。延長を伸ばすために終点位置が変わりますので、今回、今までの区間の道路供用を廃止し、新しい区間で認定し直す必要があります。

以上で、議案第89号、町道の路線廃止についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします

日程第20 議案第90号 町道の路線認定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第90号「町道の路線認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第90号、町道の路線認定について、提案理由の説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。令和元年12月9日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由としまして、町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議

会の議決を経る必要がありますので、今回提案しております。

次のページを御覧ください。路線番号603番です。路線銘は野田2号線です。起点は和水町野田字岡から、終点は和水町板楠字中嶽までとなります。道路延長は2,750メートルで、幅員は1.8メートルから14.6メートルでございます。路線廃止案で御説明いたしましたとおり、災害に速やかに情報交通網の復旧ができるように、野田2号線を町道と認定し、中岳への復旧作業車が通行できるよう、もう一つの道路として整備するものです。延長を伸ばすために終点位置が変わりまして、新しい区間で認定し直すものです。

以上で、議案第90号、町道の路線認定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第21 陳情等の常任委員会付託

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、陳情等の常任委員会付託については、お手元に配りました陳情等文書一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日10日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。

お疲れさまでした。

（お疲れさまでした。）

散会 午前11時38分